

## 変更届の概要

## 【審査事項】

事業者名	株式会社ベネッセコーポレーション
測定ツール	進路マップ 実力診断テスト
変更箇所	変更事項1 英語スピーキングテストの実施について (変更前)録音方式のスピーキングテストについて、高2生対象回まで提供 (変更後)対面式及び録音式の両方を全学年に展開
前回審査との関係	申請書類の内、(様式1)「受検料」において、記載があった。

## 【届出事項】

事業者名	株式会社ベネッセコーポレーション
測定ツール	進路マップ 実力診断テスト
変更箇所	変更事項2 高2生10月、1月回に「基礎・活用」追加 (変更前)「基礎・活用」について、3年生回のみ (変更後)「基礎・活用」について、2年10月回から実施可能(別添を参照してください。)
前回審査との関係	申請書類の内、(様式1)「実施期間、年間実施数」において記載があった。 申請書類の内、(様式2)「I.出題に関すること(5)その他特徴」において記載があった。

事業者名	株式会社リクルートマーケティングホールディングス
測定ツール	スタディサプリ 学びの活用力診断Ⅰ スタンダード スタディサプリ 学びの活用力診断Ⅱ スタンダード
変更箇所	変更事項1 事業者の統合による名称の変更について (変更前)株式会社リクルートマーケティングパートナーズ (変更後)株式会社リクルート

## (参考)

## 「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続き等に関する規程

## 5. 認定に関する手続き

## (4) 認定後の手続き

認定ツールを提供する民間事業者等は、認定ツールの実施内容に変更が生じる場合又は認定ツールを廃止しようとする場合は、あらかじめ、それぞれ様式7による変更届(別添3参照)又は様式8による廃止届(別添4参照)を文部科学省に提出する。

## Q&amp;A 6. 認定後の遵守事項

Q6-2 どのような場合に変更の届け出をする必要があるのか。一度認定された測定ツールについて、問題を変更する場合にその都度届け出の必要があるのか。また、届け出の期限はいつになるのか。

A 原則として申請書に記載いただいた内容に変更がある場合には変更の届出を提出する必要があります。軽微なものや判断を迷うものがありましたら、個別に御相談ください。なお、基礎診断として認定された測定ツールの出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」(申請書様式4「測定しようとする資質・能力の具体的内容について」参照)に変更がある場合には届出を提出する必要がありますが、実際に出題する問題に変更がある場合に届け出る必要はありません。届出は随時受け付けていますが、特に測定ツールの大幅な改良を予定していたり、申請内容の記載が大きく変わったりするような場合には、必要に応じて審査会に付す必要がありますので、変更後の測定ツールの実施開始時期までに十分な余裕を持って御相談ください。